

令和6年度愛媛県地域産業リスクリソース実践支援事業費補助金募集要領

1. 趣旨

県内企業がDXの取組みを実践できる社内人材を育成するため、従業員に対して実施する研修等に要する経費に対し、県が予算の範囲内で補助金を交付することにより、リスクリソースを実践していく企業を支援し、県内産業DXの更なる促進を図ります。

補助金の交付に当たっては、令和6年度愛媛県地域産業リスクリソース実践支援事業費補助金交付要綱（以下「交付要綱」という。）に定めるもののほか、この募集要領の定めによることとします。

2. 対象事業

本補助金の交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）は、次のとおりです。ただし、本補助金以外の他の補助や助成を受けている場合は対象から除きます。

（1）DX実践人材育成支援事業

県内企業が自社業務の効率化や生産性の向上、新規事業創出等に資するDXの推進を目的とし、従業員のDXに関する専門知識及び技能の習得を支援する事業

（2）ITパスポート取得支援事業

県内企業が自社業務の効率化や生産性の向上、新規事業創出等に資するDXの推進を目的とし、従業員のITパスポート取得を支援する事業

3. 対象事業者

本補助金の交付の対象となる事業者は以下のとおりです。

（1）DX実践人材育成支援事業

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること

（2）ITパスポート取得支援事業

県内に本社、支社、支店、事業所等を有する事業者であること

4. 対象経費

本補助金の交付の対象となる経費は以下のとおりです。

（1）DX実践人材育成支援事業

教育機関が提供する集合研修又はeラーニングを利用した講座の受講費及びそれに付随する教材費（備品購入費、旅費、食糧費は補助の対象から除きます。）

（2）ITパスポート取得支援事業

情報処理の促進に関する法律（昭和45年法律第90号）に基づき、経済産業大臣が行う情報処理技術者試験のうち、ITパスポート試験の受験手数料並びに試験対策講座の受講費及びそれに付随する教材費（ITパスポート試験に合格した者に係る経費に限ります。）

5. 補助対象外の経費等

以下の経費は補助の対象から除きます。

- ①DXの推進に関連が認められないもの。
- ②パソコンやソフトウェア等の基本的な操作方法等を習得するもの。
- ③通常行っている業務又はその延長と認められるもの。ただし、県と国立大学法人愛媛大学とのデジタル人材育成のための連携協定に基づき設置される、社会人向け「愛媛デジタル情報人材育成プログラム」は除く。
- ④交付要綱制定日より前に講座の申込み等を行ったもの。
- ⑤交付決定日より前に講座の受講や経費の支払いを行ったもの。
- ⑥受講内容や受講料等が、ホームページやパンフレット等であらかじめ定められていないもの。
- ⑦自社で企画したもの又はそれを外部に発注したもの。
- ⑧申請企業の関連会社、代表又は役員、その親族が経営する会社等が提供するもの。
- ⑨法令により訓練等の実施が義務付けられており、事業主によって実施する必要があるもの。
- ⑩実績報告書提出時までに、書面等により講座の修了又は試験の合格を確認することができないもの。
- ⑪その他、本補助事業の趣旨に照らして適切でないと知事が認めたもの。

6. 補助率及び補助限度額

本補助金の補助率及び補助限度額は以下のとおりです。

補 助 率：補助対象経費の1／2

補助限度額：1社当たり45万円（1人当たり15万円を限度とします）

7. 予算額

900万円

※予算の範囲内で補助金を交付します。

8. 申請募集期間

令和6年4月1日（月）から令和7年1月31日（金）まで

（ただし、申請募集期間中であっても、申請額の合計が予算額に達した場合は、その時点で募集を終了する場合があります。）

9. 交付申請の方法

交付要綱第5条の規定に従い、申請募集期間内に必要書類を愛媛県経済労働部産業支援局産業人材課に提出（持参、郵送、メール）してください。

（メールで提出（代表者印の押印を省略）する場合は、事前にご連絡をお願いします。
提出先となる県の担当者等のメールアドレスを、別途お知らせします。）

10. その他

本補助金の申請等において、その内容に虚偽等が認められる場合には、交付要綱に基づき、交付決定の取消や補助金の返還を求めるほか、事業者名を公表する場合等があります。

【お問い合わせ・交付申請書提出先】

〒790-8570 松山市一番町四丁目4番地2
愛媛県 経済労働部 産業支援局 産業人材課
TEL : 089-912-2506 (直通)
E-Mail : sangyoujinzai@pref.ehime.lg.jp